

教第93号議案

神戸市立高等学校学則等の一部を改正する規則の件

神戸市立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月9日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市立高等学校学則等の一部を改正する規則

(神戸市立高等学校学則の一部改正)

第1条 神戸市立高等学校学則(昭和43年3月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改める。

別表中神戸市立神港高等学校の項及び神戸市立兵庫商業高等学校の項を削る。

(神戸市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市立高等学校の通学区域に関する規則(平成13年2月教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表(3)中神戸市立神港の項及び神戸市立兵庫商業の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

高等学校を廃止するにあたり、規則を改正する必要があるため。

